

# 役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人エンゼル福祉会

## 役員等の報酬等及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人エンゼル福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23の規程に基づき、評議員、役員、法人と委任関係にある人の報酬等及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費、手数料等の実費の経費とし、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給、算定方法)

第3条 評議員及び非常勤役員（理事長を除く。）が評議員会又は理事会に出席した場合もしくは監査等の業務に従事した場合には、別表1により日額報酬及び別表2により費用弁償を必要の都度支給することができる。

- 2 評議員及び非常勤役員（理事長を除く。）が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、勤務報酬として1時間につき源泉所得税額を控除した額5,000円を支払う。ただし、前項、第4条、第5条及び第6条と重複することはない。
- 4 理事長及び常勤役員には、各年度の経営内容、勤務実態を考慮して、事業年度ごとに評議員会が決議した年額報酬及び費用弁償を支給することができる。  
各年度の報酬等の総額は、5,000万円を超えない範囲とする。
- 5 費用弁償の額は、日額5,000円とする。ただし、交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。
- 6 退任慰労金の額は、別表第3に定める算式により算出される額を超えない範囲を支給することができる。ただし、社会福祉施設職員退職共済法に基づく退職手当共済と重複することはできない。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第4条 苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務に当たった場合は、別表1により1回分の報酬を支払う。

**(入居者選考委員の勤務報酬等)**

第5条 入居者選考委員が入居選考委員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬を支払う。

**(報酬等の支給方法)**

第6条 評議員、役員及び法人と委任関係にある人の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 理事長及び常勤役員の報酬等の支給については、毎月1日から末日までの分を翌月15日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとし、評議員、非常勤役員（理事長を除く。）、苦情対応第三者委員、入居者選考委員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

3 退任慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後に、本人の指定する本人名義の金融機関口座（死亡により退任した場合その遺族の指定する金融機関口座）に振り込むものとする。振り込み時期は、退任の事業年度内（年度末の退任にあたっては次年度事業年度内）とする。

**(出張旅費)**

第7条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に準じて支給する。

**(適用除外)**

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

**(公表)**

第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2項に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

**(補則)**

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

**(改廃)**

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

1. 本規則は平成29年4月1日から施行する。

報酬（別表1）

名 称	源泉所得税額を控除した 報酬額
理事会出席報酬	10,000円
監事監査報酬	20,000円
評議員会出席報酬	10,000円
苦情対応第三者委員（法人内）	10,000円
入居者選考委員会	5,000円

費用弁償（別表2）

名 称	費用弁償額
理事会出席	5,000円
評議員会出席	5,000円
監事監査出席	5,000円
苦情対応第三者委員出席	5,000円

退任慰労金（別表3）

名 称	費用弁償額
理事長	最終報酬月額×在任年数×50%
常勤の理事	最終報酬月額×在任年数×25%

\*在任年数は1ヵ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。